

## 令和3年度県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会歳入歳出決算見込

## 1 歳入の部

(単位:千円)

科目	当初予算額 (A)	流用額 (B)	現計予算額 (C) [A+B]	決算見込額 (D)	差額 (D)-(C)	決算見込額の内訳 (負担金の括弧は当初予算額)		
1 負担金	74,931		74,931	67,501	△ 7,430	盛岡市	25,169	(27,935)
						八幡平市	6,033	(6,698)
						滝沢市	8,265	(9,175)
						雫石町	5,396	(5,991)
						葛巻町	4,648	(5,160)
						岩手町	5,158	(5,726)
						紫波町	6,635	(7,366)
						矢巾町	6,197	(6,880)
2 諸収入	1		1	1	0	預金利子		
3 繰越金	1		1	1,823	1,822	令和2年度からの繰越金		
計	74,933		74,933	69,325	△ 5,608			

## 2 歳出の部

(単位:千円)

科目	当初予算額 (a)	流用額 (b)	現計予算額 (c) [a+b]	決算見込額 (d)	差額 (d)-(c)	決算見込額の内訳	
1 報酬	116	173	289	289	0	懇話会アドバイザー謝金ほか	289
2 旅費	1,299	△ 173	1,126	348	△ 778	懇話会運営分旅費ほか	348
3 需用費	364		364	364	0	事務用消耗品代ほか	364
4 役務費	146		146	136	△ 10	タブレット利用料, 振込手数料ほか	136
5 委託料	8,692		8,692	7,843	△ 849	基本構想支援業務	2,860
						ごみ処理体制検討調書作成業務	4,983
6 負担金	64,316		64,316	60,345	△ 3,971	職員負担金及び時間外手当	60,105
						複写機使用料負担金	240
計	74,933	0	74,933	69,325	△ 5,608		

## 3 繰越明許費

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費は、以下の通り。

(単位:千円)

科目	事業名	金額
委託料	ごみ処理体制検討調書作成業務	4,983